

	意見の概要	私見
No.4	救済制度と委員の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・救済制度は意見の通り、第三者機関として設けることを第5章で取り上げているので、意見はそのまま受け入れることが出来ます。 ・人選については、第20条で規定していますが、詳細については、No.4の方の意見も取り入れて、北広島市の諸規定に照らして決めてもらうことでいきたい。(第8章雑則第31条によりる)
No.5	～間違っていない	<ul style="list-style-type: none"> ・勇気づけられる意見として、うけとめる。
No.6	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待や暴力から守る具体策 ・いじめ防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・第19条2項2号にあることを実施することと、法的処置が必要なことがらについては、それらの権限のあるところと連携して、解決をしていくことができる。 ・「守る」と言う点では、この条例を市民の中に深く浸透していき、そのような行為が無くなるような啓発や施策(第4条、第5条、第14条3項、第6章)が、徹底されるようになることだと考える(第7章)。
No.7		その通りだと思う。素案では、No.6の人に書いた・の2番目にある。
No.8	1点目 救済制度 2点目 体罰 3点目 子ども会議	<ul style="list-style-type: none"> ・素案を変えるつもりはないので、意見に応えられる。 ・「体罰は暴力であり、エスカレートする」と言う意見に全く賛同します。 ・素案を変えるつもりはないので、意見に応えられる。
No.9		その通りであり、今までの議論から・素案から応えられる。
No.10	<ul style="list-style-type: none"> ・この条例だけでは「いじめ」はなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見が言うことはもっともだと思う。しかし、このような条例が出来、浸透していくことによって、無くなっていくのだとお見ます。そのためにも、前文の6～7行目の精神を特に強調する必要があるのだと思います。
No.11		<ul style="list-style-type: none"> ・意見に応えるためにも、早期実施できるように頑張るのみ。

No.12	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもは親の従属物でない・ ・」 ・救済制度の重要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・No1でも議論したとおり。 ・全くその通りで、第5章で十分ではないのか。不都合が生じてきたときに、また考えると良いのではないだろうか。
No.13	<ul style="list-style-type: none"> ・前文について ・用字等について 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡潔にまとめた提案だと思うが、検討委員会が意図してきたところは、①子供たちでも理解できるような条例作りであったので（4行目から13行目）、その意味からは、硬い前文になってしまう気がする。②北広島らしさを、出そうと言うことも考えてきた条例であった。そのためにも、14行目から18行目は是非とも入れたい言葉である。 ～結論、前文は素案の通りでいきたい。（句点等は別にして） ・「及び」「又は」については、国法等では漢字を使っているが、新聞用語事典（共同通信社）では、「および」「または」を使っている。子供たちが親しみやすい、と言う観点からひらがな表記にしたい。 ・その他の表記については、逐次意見を述べたい。 ・句点については、指摘道理だと思う。ただし、数点違うところ等がある。 ・A, B, C and D については、国法等ではそのようになっているので、準じて指摘通りに訂正。
No.14	<ul style="list-style-type: none"> ・市の体制に期待・・・ ・～善悪を知る権利・・・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・私も同じで。 ・「絶対的善」とか「絶対的悪」を規定するのは人生観や歴史観等によって、あるいは、時代によっても異なってくるものだと思いますので、前文の5行目から10行目の考え方を普及していくことにより対応していくことしかないのではと思う。
No.15	3点の指摘について	<ul style="list-style-type: none"> ・とっても大切なことを指摘していただいたと思うが、条例としては、「第2章子どもの権利」があることによって、達成されていくのではないのかと思う（特に、第9条の参加する権利をどう生活の中で積極的に生かすかによって、達成されていくのではないか）。
No.16		<ul style="list-style-type: none"> ・いただいた意見に全く賛同する。
No.17	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有 ・出された意見等の調整の場 	<ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページで市民に公開しているし、今回のパブリックコメントにより情報や意見を求めているのだが・・・。 ・十分に検討委員会の場で意見調整をしてきている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・救済規定の機能性・・・ ・相談員の多様な人選等・・・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・No.4の方に応えた意見と同じで良いのではないか。 ・第22条の「相談員」の条項には、人数、任期等がない。任期は、救済委員に準じ、人数は別途市の規定を設ける必要がある。
No.18	<ul style="list-style-type: none"> ・育ち学ぶ施設に塾を・・・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2条4項に「その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設・・・」とあるので改めて入れなくても、十分応えている。 ・解説に付加するかどうか？
No.20		<ul style="list-style-type: none"> ・早期実現に努力している。
No.21		<ul style="list-style-type: none"> ・早期実現に努力している。
No.22		<ul style="list-style-type: none"> ・ありがたく受け止めています。
No.23		<ul style="list-style-type: none"> ・国の施策との関係があつて、条例では何とも踏み込めない部分がありますが、放課後の時間をどう有効に使うかを、ご両親や友達と話し合ったり、考えたりしてみてくださいでしょうか。
No.24	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に誤解を受けやすい表現・華美 ・権利に対して義務は・・・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・第8条 「ほっと出来る居場所」→「居場所」 第13条1項 「～応じた支援」→「～応じた養育」 ・「権利 vs 義務」という構図は、子どもには当てはまらない。「権利 vs 責務」と言うことが正しい考え方だと検討委員会で一致して考えてきた（多くの学者や知識人との学習やフォーラムを通じて）。それを実現するには、正しい権利を子ども時代に学ばせることが唯一の方法であると考えてきた。歴史的に見ても、「義務」ばかり強調されてきた過去には、正しい権利すら、することが出来なかった。前文でそのところを述べてある。
No.25	<ul style="list-style-type: none"> ・救済委員制度の更なる具体化 ・相談員の配置 ・子ども委員の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・第5章でどうだろう。委員規定・具体的に動き出した後で大きく問題になったときに、再度、そこを手直ししたり、内規で補強することは可能だと思う。 ・No.17の方への回答と同じ。 ・条例に明記し、常設することは難しい。「子ども会議」や「市の施策」で、設置を考えてみることで良いのではないか。